

山口県公立大学法人評価委員会（第15回）の審議要旨

- 1 日 時 平成23年7月7日（木） 13:30～15:30
- 2 場 所 山口県庁共用第2会議室
- 3 出席委員 牛見委員長、呉委員、樋口委員、二木委員、松浦委員（50音順）
- 4 審議事項

- (1) 平成22年度における法人の業務の実績に関する評価について
- (2) 平成22年度における法人の財務諸表等について

- 5 審議要旨 [● 委員 ◇ 委員長 □ 法人 △県]

- (1) 平成22年度における法人の業務の実績に関する評価について

- 始めの頃に比べると教育・研究に関する取組が非常に進み、知名度も向上している。今回の法人の自己評価結果には全く異存はないが、次期中期計画では「安全衛生管理に関する継続的な取組」と、「コンプライアンス確保・危機管理の体制整備」を盛り込んでいただきたい。
- 安全衛生管理については、委員会を設置して、毎年行動計画を立てて実施し、実績を評価して次年度の計画につなげるというPDCAサイクルの仕組みの確立を中期計画に掲げ、平成20年度までに仕組みづくりが完了し、現在その仕組みによって具体的な取組を行っている。御指摘の点を踏まえ、次期中期計画において、安全衛生管理の継続的な取組をどのように位置付けるかを検討したい。
- コンプライアンスについては、他大学の情報も参考にしながら、様々な形で内部チェックを行っているが、コンプライアンスに的を絞った基本的な考え方はまだなく、今後考えていくべき大きな課題と認識している。
- 本学では、平成22年度に危機管理マニュアルを策定し、危機管理の訓練も実施している。今後、このマニュアルを活かす訓練をどのように実施していくか等を、次期中期計画の中でどのように織り込んでいくか検討したい。
- 現行の評価基準では、頑張っているのに評価が「3(概ね達成)」としかならない項目がある。定量的な視点を採り入れて、「4(十分達成)」や「5(十二分に達成)」が付けられるよう検討していただきたい。
- 現在の評価方法は、計画を実行し、非常に良い成果が出た場合にのみ「4」や

「5」を付けることとしている。目標設定の仕方によっては、達成すれば高い評価が可能になることも考えられるので、「励み」にできるような目標設定の仕方を考えていきたい。

- 教育においては、ソフトの部分とハードの部分は非常に関連が深いので、キャンパス移転に関する第二期施設整備のタイムスケジュールが分かってくると、次期中期計画の内容も、より良いものになるのではないかと。

△ 第二期施設整備計画については、昨年の大学の整備構想(案)を踏まえて、大学とともに策定作業を行っているが、東日本大震災の関係で、地方財政の見通し等が不透明となるなど大きな状況変化があり、検討が遅れている。案がまとまったら、評価委員会の委員の方々にも見ていただき、御意見を賜りたいと考えている。

- 平成22年度の外部研究資金の獲得額は目標を上回り、大変良かったが、今年度以降、文科省の補助金が少なくなることから、どのような対策を考えているのか。

□ 本学のような文系の大学は、企業と連携して受託研究・共同研究ができる分野が非常に限られている現実があるが、理事長、副理事長、副学長が企業を訪問してまわる等、自助努力をしてみたい。

- 人事評価制度においてコンサルティング業者を入れているが、費用対効果の面での評価や業者の関わり方等について伺いたい。

□ 費用はかかっているが、アプローチの仕方についての指導や、様々なアイデアをいただくなど、メリットは実感している。

- 韓国語や中国語の語学運用能力の向上支援策として、韓国の大学が提供している文化研修プログラムや中国での特別な語学研修を活用して、体験しながら語学を学ぶ取組を進めてはどうか。

□ 曲阜師範大学（中国）、慶南大学（韓国）との間で実施しているグローバル交流事業や国際文化学部国際文化学科の地域実習において、現地に出向く形の研修を行っている。

◇ 当委員会の評価書の原案は、今回提示された素案のとおりとすることでよろしいか。

《各委員了承》

(2) 平成22年度における法人の財務諸表等について

- 前年度との比較で、経常費用が増えた理由を教えてください。

- 平成21年度は、固定資産に該当する研究機器等の購入が相当あり、この部分は直ちに費用化されないため、費用が少なかった。平成22年度においては、固定資産ではなく消耗品での執行が多かったことや減価償却費により、費用が増えているものである。

- ◇ 財務諸表、剰余金の繰越しについては、「法人の申請どおり承認することが適当」との意見でよろしいか。

《各委員了承》

(3) その他

- ・ 本日の審議事項に関わる今後の手続は、次のとおりとするとされた。
 - ① 評価書については、評価書原案に対する法人の意見申出の機会を付与する手続を経て確定すること。
 - ② 財務諸表等に関する意見は、評価書の確定にあわせて確定すること。

- ・ 平成22年度実績の評価結果、今回の委員会で作された意見も踏まえ、事務局と大学で調整して、第二期中期目標・中期計画の素案を作成し、8月の評価委員会で審議する。

以 上